

# 中国における近世的土地資源利用—上海市松江地区の事例から—

菅 豊（東京大学東洋文化研究所・助教授）

## はじめに

理念的な農村社会が存在するとして、そこにおける土地の本源的な資源としての価値は、それが生産手段となることによって生じる。その基本的な方針は、農・牧・林地としての土地であり、その土地のもつ資源価値は生産物を生み出すという機能にある。生産物は土地という原資の利子であり、その利子を生み出す機能こそが、土地のもつ本源的資源価値に直結する。まさに、使用価値を前提とした生産財としての土地資源である。

しかし、土地を生産の基盤としてきた社会においても、その生産構造を考える限り、時間の推移にしたがって、土地はその生産財としての地位を低下させつつある。あくまで例示として単純化するならば、農耕に生産基盤をおいてきた社会では、生産する空間として土地がまず重要視され、その使用価値が次に交換価値を生み出してきた。そのため、生産空間を排他的、安定的に確保することは、畢竟、より直接的な生計維持の問題であった。しかし、その財としての価値は、交換性が高まることにより別の価値へと移り変わる。徐々に投機の対象としての商品的価値が、また、社会的ステータスを表示する威信的価値が、よりいっそう見出されるようになり、土地そのものが直接消費の対象となってきたのである。つまり、使用価値とは別の位相に、土地の資源としての価値が見出されているということである。

本稿では、古くより高度に富や財などの生産、消費が市場機構によって社会的に調節されるシステムを発達させた中国において、人々がそのようなシステムに適応する姿を、土地資源の使用価値を高める仕組み—徹底した使用可能性の追求—と、交換価値を高める仕組み—徹底した交換可能性の追求—から描き出すことを目的とする。具体的には、上海郊外の松江東部地方において、現在、聞き書きで遡及できる最も古い時代である民国期末（1930～40年代）を中心に、農村の市場経済への適応戦略を分析する<sup>(1)</sup>。

## 1 資源利用システムの徹底的な複合性

本稿で対象とする調査地、上海・松江区は、上海市中心より南西約30キロメートルに位置し、黄浦江が貫流する。古くは華亭と称し、唐代天宝10年（751年）には華亭県が置かれた。以来、上海開港まで、江蘇南部の政治、経済、文化の中心地であった。

松江の立地する長江下流域のデルタ地帯は、年間の無霜期間210～270日、年降水量1000ミリ以上と、気候は温暖湿潤である。おおむね標高5メートル以下の低地であり、耕作地の間を縫うようにしてクリーク（河浜）が網の目状に広がっている。

長江下流デルタ地帯は、宋代以降、圩田、围田開発などの工学的適応と、占城稻の移入と早稻、晚稻の品種改良などの農学的適応によって、中国の一大穀倉地帯となった（桜井・渡部 1984）。その後、明代中期には、開発は停滞するが、人口は増加し、農業が商業的経済に組み込まれることによって、さらに、中国経済のなかで重要な地位を占めるようになった。この地域は、さらに上海という大都市が成長し、日本を含む列

強国の侵略の舞台になってきたことで、よりいっそう市場と活発な繋がりをもつようになった。

民国期末、松江東部の農業生産は、高度な複合（結合）的資源利用システムの上に展開されていた。そして、そのシステムによって獲得された生産物は、自家消費を目的にしたものというより、商品として販売し現金化することに、その生産の主たる目的がおかれていたようである。

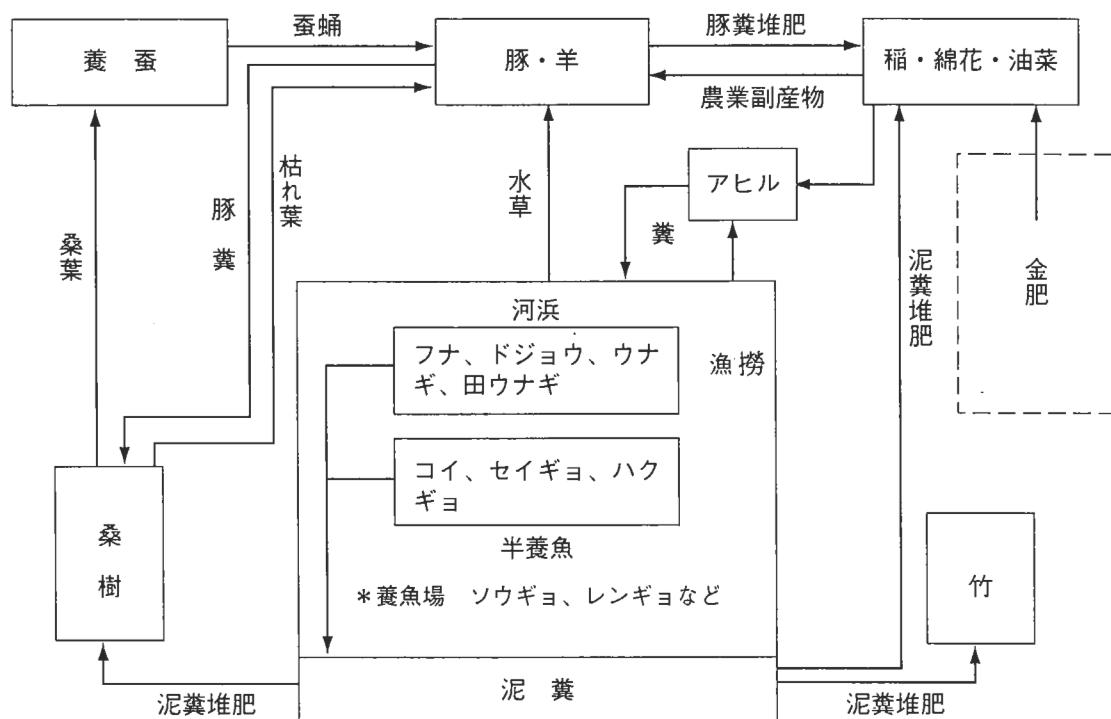
通常の農業生産の中心は、晚稻の一期作（一年一熟）で、解放前には、二毛作はほとんど行われていなかつた。そのような稻作とともに、クリーク・養魚池を使った養魚や、養蚕、ブタ・ウシ・スイギュウ・ヤギ・ヒツジ・ニワトリ・アヒルなどの家畜・家禽飼育も積極的に行われてきた。さらに、後述するように、臨時的にではあるが、表作として綿花作を行い、その裏作に、アブラナやソラマメを栽培する方式もみられた。このような生産は、エネルギー・栄養分が精緻に結合・循環する資源利用システムの上に成立していた。

中国畜牧獸医史を専門とする馬孝劬によると、江南地域は、古くから開発された伝統的農業の精粹が凝縮して存在する地域で、明・清代には、すでに農業、牧畜、養魚の有機的結合が達成され、合理的生産構造と効率のよい生態システムが形成されていたという（馬 1989：487-534）。馬は農書および地方誌に依拠して、江南の生産結合システムを「糧食油料作物・蚕桑・竹・果樹・牧羊・養魚の生態システム」と「農業・養蚕・牧畜・養魚の生態システム」に分類している。

まず、「糧食油料作物・蚕桑・竹・果樹・牧羊・養魚の生態システム」は、清代初頭の農学者張履祥が記した『策鄧氏生業』なる史料から抽出されたもので、明、清代の桐鄉地方（浙江省東部で本稿の対象とする旧・江蘇省南部に隣接する）において、小農経営による労働力不足、拡大不可能な耕地という条件下で構築された資源の有効利用体系と考えられる。そこでは労働力、耕地の不足に悩むこの地の多角的農業経営を目指し、多様な生産活動がシステムとして有機的連関をもっていたのである。

次いで「農業・養蚕・牧畜・養魚の生態システム」は、明末の沈氏の『農書』から抽出される。それは、1、農業の副産物でブタを飼いブタの糞で耕地を肥やす方式、2、桑葉でヒツジを養い、ヒツジの糞を桑の肥料にする方式、3、タニシ、水草、畜糞で魚を養い、魚糞で耕地を肥やす方式の三つの農牧互養と生態循

図1：松江地方の生産の結合システム



馬 1989をもとに作成

環のタイプに分けられる。この3タイプが結合し、農桑牧魚結合の全体循環系を構成しているのである。

松江においても同様な農業、牧畜、養魚の結合システムが、解放前まで存在していた。そのシステムを馬のモデルに倣って図式化したものが、図1である。

たとえば、農業生産物の残滓をブタの餌として、そのブタの糞を水田や畑の肥料とともに、養魚場の餌として用いていた。魚はそれを食べて肥え太り、魚の糞が積もり溜まった池の泥土は、やはり水田や畑、桑畠の肥料となる。桑畠で育った桑の葉は当然カイコの餌となるが、残ったものはヒツジの餌になる。そして、マユを探った後のカイコのサナギも、ブタの餌となり、ブタやヒツジの糞は桑畠や水田、畑の肥料となっている。限られた土地で、できる限りの収益を上げるために、このような複雑な生産物と老廃物の利用の連鎖、および循環が、意識的に結合されていたのである。

この資源を有効に使い、高い収益を上げようとするフロー・システムは、単にエコロジカルな多資源適応でないことに注意しなければならない。江南地域における高度な合理的、集約的生産構造は、市場経済に対応する資源利用システムなのであり、この地域の農業が強く商業化される過程で獲得、開発されたものである。そこでは綿花、蔬菜、家畜にとどまらず、食糧として重要な米までも商品として、その多くが市場に流通していたのである。

## 2 資源利用システムの徹底的な収奪性

さて、このような生産物・老廃物のフロー・システムは、一見、内部完結的な安定した閉じた生産の系を想起せしめる。しかし、実のところ、そのシステムだけでは、高度な生産を維持することは困難で、生産品の多くを外部に移出するとともに、肥料など生産を維持するために不可欠な物資を外部から移入していた。

先に、農業生産の中心が、晚稻の一期作で、解放前には、二毛作はほとんどなかったことを述べたが、その主たる理由は、裏作としてのレンゲ栽培が必要なものとして考えられていたためである。レンゲは、耕耘に必要なスイギュウ、ウシの飼料としても利用されていたが、その栽培は、まず、相當に消耗されている地力を回復させる目的で行われていた。後述するように、この地方の土地利用は、地力の面からいって大きな負荷をかけることを前提とする。そのなかで、水田耕作を維持する場合、地力回復のための施肥が必要である。

もちろん、上述したようなフロー・システムによって、家畜の糞尿、漁塘の泥土なども肥料となるが、実際は、地力を十分に回復、維持するためには最低限の量でしかなかった。そのため、硫安（「肥田粉」と呼ばれ、1920年代中頃に導入）などの化学肥料、豆かす、菜種かすや、都市部の人糞尿の購入が不可欠であった。しかし、このような金肥は、民国期末の混乱状態においては、その価格が高騰しており（南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編 1941：104-108）、さらに肥料としての性格上、追肥であったため、基肥となるレンゲの裏作が重要視されたのである。レンゲ栽培を行うと、十分でないにしろ基肥となり、金肥に代わって地力を回復させることができたのである。

もし、二毛作を採用した場合、小麦・アブラナの裏作が可能で、そこからの追加的収益が望まれるが、その際、よりいっそう問題となる地力低下を回復させるためには、多くの施肥が必要となる。レンゲ栽培を排して二毛作を採用した場合、裏作からの収益に比べ、金肥の購入費用増加と表作（稲作）の減収分のコストが、その収益を上回っていた。そのために、当時はレンゲ栽培を選択していたのである。生産物・老廃物のフロー・システムとレンゲ栽培は、できる限り低いコストで地力を回復させる意図で選択されていたと考えられる。

さて、このようにぎりぎりの地力を維持しようという方向性とはまったく逆に、時折、その地力の維持を考慮せず、それを使い切る収奪的な農法が行われていた。それは、綿花+アブラナ・ソラマメ作である。

一般的に、数年間（聞き取りでは、およそ5年～10年が最も多い）稲作を継続した後、地力がある程度高まると水田を綿作地に転換する。そして、単年でいえば表作に綿花、裏作にアブラナやソラマメを組み合わせる。この綿花＋アブラナ・ソラマメ作は、その耕作期において施肥はまったく行われない完全地力収奪的であるため、2～3年間しか継続して行うことはできない。しかし、綿花は販売によって米と変わらぬ収入を上げることができ、そして、アブラナ、ソラマメの裏作によってよりいっそうの収入を加えて獲得することができる。また、施肥しないため、その購入費用が節約できる。さらに、綿花栽培はそれにかかる労働力が、稲作の半分程度ですむために、労賃を払う雇用労働を減らすことができただけではなく、逆に、雇用労働者として自ら働きに出て現金収入を上げることも可能であった。

解放前には、様々な雇用労働による賃稼ぎの機会があった。たとえば、田植え、施肥、除草、収穫など特定の時期に集中して労働力が必要な農繁期の臨時の労働者を忙月（マンユエ）、あるいは忙工（マンコン）という。これは期間を決めて、給与が支払われる。また、田植えや揚水、中耕・除草、施肥、収穫など臨時に労働力が必要になったときに、裕福な家で雇われる労働者を幫工（伴工？）（バンコン）という。一日の作業量を単位とし雇用された。さらに、長工（チャンコン）といって、長期にわたって特定の裕福な家に雇用される労働者もいた。経済的に最も貧困な人々が、これに従事して生活を維持していた。米を自作した場合、その労働で自家のほとんどの労力は消費されてしまう（むしろ足りないくらいであったという）が、綿花作は、余剰労働力を生み出し、忙月や幫工といった現金獲得の機会を得ることができたのである。綿花＋アブラナ・ソラマメ作期において、綿花やアブラナ、ソラマメの販売による収入増加、無施肥、無雇用などのコスト削減、そして、雇用労働従事による収入増加によって、通常の稲作一毛作期に比して单年度では2倍ほどの収益増を見積もることができたという。

ただし、綿花＋アブラナ・ソラマメ作は、地力に関して相当、収奪的であり、稲作とは異なってそれ自体は非持続的である。それを長期に稲作と組み合わせることによって、人々の生活の継続は可能になるとともに、一時的な高収益を上げることのできる輪作形態になっている。そのため、この地域の農業形態は、稲の一毛作と綿花＋ア布拉ナ・ソラマメ作の交替という輪作形態で把握しなければならない。ただ、その輪作形態は、耕作上不可避な地力減退を回復させるために、計画的、循環的に作付けする「休ませる輪作」ではない点で特徴的である。

「休ませる輪作」の代表例は、中世ヨーロッパ農村の開放耕地において行われた三圃制である。そこでは、耕地を三つの耕圃に分割し、第1の耕圃を冬作物（小麦、ライ麦）の栽培地、第2の耕圃を夏作物（大麦やエン麦）の栽培地、そして、第3の耕圃を休耕地として家畜放牧し、これらを毎年循環的に交替させる。つまり、理念的にはひとつの耕圃についていえば3年のうち2年が耕作期となり、1年が休耕期となる。しかし、現実には、耕作期においても、栽培終了後は休閑地として家畜放牧がなされ、地力の保全は継続的に努められていた。休耕地では、年に数回犁入れをし除草するとともに、家畜の糞尿で耕地の栄養分を高めた（ポスタン 1983）。

この「休ませる輪作」の様式を、理念的に模式化すると図2のようになる。

まず、通常、耕作期において耕作を継続するほどに地力が低下したり、連作障害を引き起こしたりする（地力低減期）。そのため、休耕期を設定し耕作を停止（放棄も含む）し、あるいは家畜放牧、他の作物栽培を循環的、計画的に行うことによって地力を再び回復させ、生産力を高める（地力回復期）。理念的には、その地力の低下とともに、収益性も低下し、地力の回復とともに、収益性も回復する。何らかの地力回復期の収益は見込まれるが、それが通常の耕作期＝地力低減期を上回ることはない。なぜならば、もし、地力回復期における収益が、地力低減期を上回るのであれば、人々は常に地力回復期に行われる生産継続を選択するであろうから、輪作形態を採用しないことになる。焼畑輪作などは、このようなシンプルな「休ませる輪作」の典型的なパターンといえよう。

図2：「休ませる輪作」における地力と収益の関係モデル

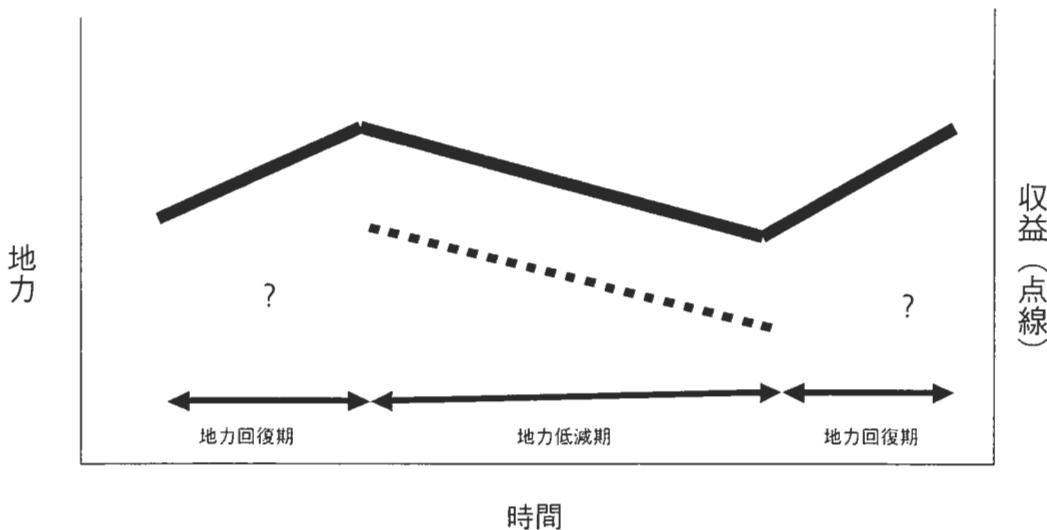
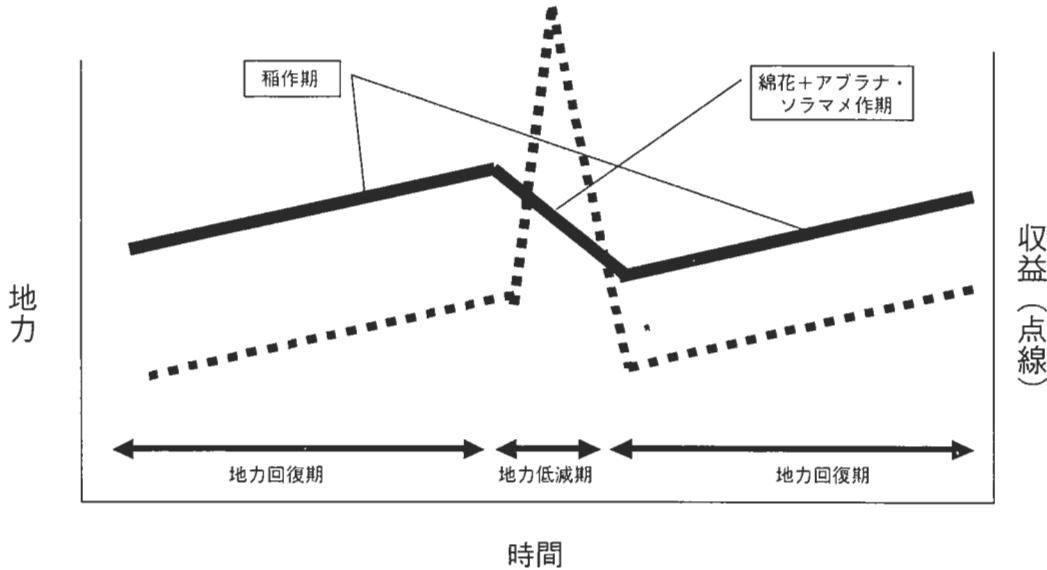


図3：「酷使する輪作」における地力と収益の関係モデル



さて、一方、この松江東部地方にみられる輪作形態は、このような「休ませる輪作」ではなく、強度に「酷使する輪作」と表現すべき輪作形態である。その仕組みを模式化したものが、図3である。

通常の稲作期は、施肥を重視されることにより地力回復期と見なされている。そして、ある程度地力が高まると、それ以上、生産性の上がる地力の向上は望めない（栄養分の過度な増加は収量の増加には結びつかない）。その時点で、地力を意図的に過度に奪う綿花+アブラナ+ソラマメ栽培を行う。それによって、地力回復期の稲作生産では得られない収益を獲得することができる。しかし、その生産が限界に達すると、再び、稲作に戻し、施肥をして地力を回復させる。

稲作を生産する期間を休耕的な期間と見なせば、それは「休ませる輪作」に類似するが、この「酷使する輪作」が「休ませる輪作」と決定的に違うのは、「休ませる輪作」が耕作上の不可避な制限要素（地力の低下）を克服するために、やむを得ず輪作形態をとるのに対し、松江地方の「酷使する輪作」では、通常の稲作を継続する限り、決定的な地力の低下は危惧されないのにも拘わらず、あえて地力を奪って選択的に輪作形態を導入したところにある。

それでは、なぜこのようなテンポラリーな「酷使する輪作」を、この地方の人々は行っていたのであろう

か。それは、突発的な経済的動機に依るところが大きい。たとえば、冠婚葬祭など、臨時的に出費がかさみ通常の家計では賄えないときに、「酷使する輪作」は行われていたようである。この地方では、冠婚葬祭の儀礼、共食等に多くの出費を要し、それを回避することは、心情的、社会的に不可能であった。とくに、親の葬儀は盛大にやればやるほど、その子としてのレピュテーションは高まり、逆に押さえるとそれは低くなるという社会的な評価がなされたため、子は借金してでもできる限りの葬儀を執り行っていたという。また、子供の結婚に関する同様で、少々無理してでもその費用を工面することが当然とされていた。そのため、冠婚葬祭時に余分な持ち合わせがないと、借金や土地を媒介とした金融システム（後述する）によって、債務を負わねばならなかった。1940年の南満州鉄道上海事務所調査室の調査によれば、冠婚葬祭は「農家経済に於ける支出項目中、異常に大きい額を占め、只でさえ貧困に喘ぐ農民を、一層の困難に陥れる重要な原因の一つとなる」（南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編 1941：214）のような状況にあったのである。

このような臨時に求められる出費の負債返済の必要性が、「酷使する輪作」の主たる動機となっていたのである。つまり、日常の主たる生産である稻作では確保できない収益を、収奪的な農法で無理をおしてあげる必然性があったのである。

このような臨時の輪作は、緊急避難的な苦肉の策であったのだが、このような経営戦術は、市場経済に基づくこの地域の農業経営と無縁ではない。それは、綿花という商品作物の特性を利用して、うまく市場経済に入り込んだ経営戦術と見なすことができる。施肥をして稻作を行い維持する地力は、一定に保たれることによって、金が必要なときにそこから「引き出す」ことができるストックとなっている。また、将来見込める収益を、綿花を栽培することによって「前借り」しているとも考えることができる。当然、綿花作の後の何年かは「貧困に喘ぐ」他ではなく、土地に頼らない収益確保（雇用労働等）で糊口を凌ぐ他はないことはいうまでもない。このぎりぎりまで生産手段としての土地を使い回すドラスティックな輪作は、現金の余剰確保を一義的な目的とされており、生産物と労働が商品として流通しているこの地の市場経済の発達を抜きにして成立は困難であった。この輪作の市場性は、「浦南及び松江東北一帯では一年稻一年綿・一年稻二年綿・一年稻三年綿及び稻・綿の二年或は三年毎の輪作」（南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編 1941：98）という松江の他地域ではより顕著であった。そこでは、換金して高収入を得られる地力収奪的な綿花+アブラナ・ソラマメ作をより積極的に導入しているのである。そこでは、綿花+アブラナ・ソラマメ作は、緊急避難的なものではなく、市場経済を通じていっそう高収益を上げるストラテジーとして、意図的に仕組まれていた積極的生産方式と考えるべきである。松江東部でここまで、輪作を行わない（行えない）のは、元来の地力が影響しているのであろう。

### 3 土地の徹底的な流動性

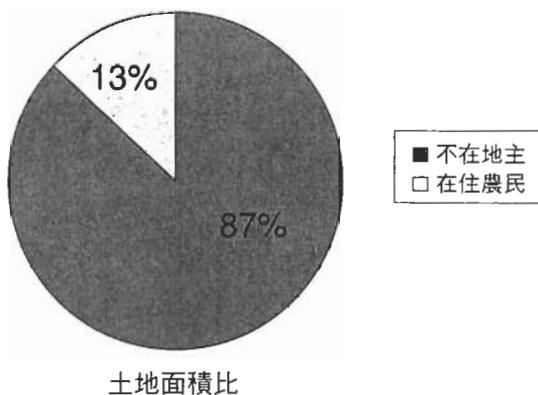
さて、上記の通り、松江東部では市場経済に対応して徹底的に土地を使い回す使用形態が存在した。それによって、土地は使用価値を高めるが、かつそれは生産財以上の価値を、この高度に市場経済の発達したこの地において付与されていた。その状況は、土地の処分、使用、収益の形態にも強く影響を与えていた。

それは、まず土地所有に顕著にあらわれていた。この地において、多くの土地が村外の不在地主により所有され、地主-小作（租佃）関係が卓越していたが、このような状況は、すでに述べたこの地域の高度市場経済にまさに適応したものである。たとえば、1940年の南満州鉄道の松江県東部華陽鎮63戸の調査によれば、図4のように不在地主が集積した土地の面積比はおよそ87パーセントと高率を示す。また、図5にあるように、自・小作の人口比は、完全な自作は僅か1パーセント、自小作は15パーセント、土地を完全にもたない小作は84パーセント（53戸）となり、大方の土地が非耕作者の地主によって所有されていたことがわかる。

しかし、この状況は、必ずしも土地無所有層の社会的、経済的な絶対的劣位性をあらわすものではなかつ

図4：不在地が集積した土地の面積比

・松江縣華陽鎮63戸（1940年）

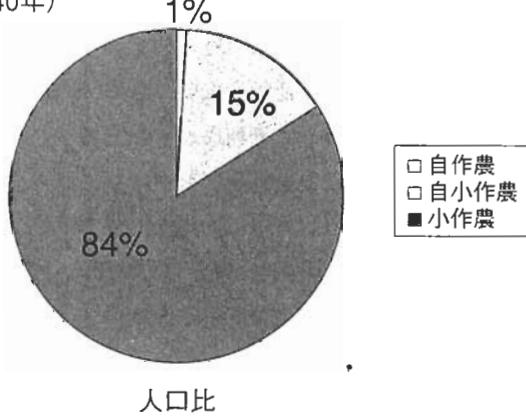


土地面積比

南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編1941より作成

図5：自作、自小作、小作の人口比

・松江縣華陽鎮63戸（1940年）



人口比

南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編1941より作成

た。なぜならば、農民が本分となす耕作に関する権利は、必ずしも土地自体の所有に完全に拘泥されるものではなかったためである。

この地域の土地所有形態は、通常、一田両主、あるいは田面田底慣行と呼ばれるものである。これは、物的 existence としての土地（田底）は地主（ディーズ）が保有するが、その上の耕作の権利は佃戸（ディーウ）が保有するという一物二権的な所有のあり方である。

一田両主・田面田底慣行は、本質的に民間で取り交わされた一種の永小作慣行で、最終的に中華民国民法で「永佃權」として国家的承認を得た慣習的所有形態である（寺田 1985:42）。明末（17世紀初頭）から顕著にあらわれ、民国期まで続くといわれ、承佃（佃戸となること：小作人になること）の決定権（耕作権）は、田面の所有者が強固に保持し、地主はそれを拒否できない、また、そこにかかる租（小作料）は、普通小作に比べ相対的に低いなど、佃戸の発言力は、日本でいう小作人などに比して大きいものであった。中国江南の土地所有制度に詳しい寺田浩明は、この所有形態を「田主の行なう租佃經營（収租収益）同様、佃戸の行なう耕作經營も独自独立の正当性を社会に認められた状態」（寺田 1985:48）と表現している。

先に紹介した南満州鉄道が調査した松江縣華陽鎮63戸では、小作関係の件数でみると田面を佃戸が保有する小作関係137件（93%）、田面を佃戸が保有しない小作関係9件（7%）、面積比では、田面を佃戸が保有する小作関係456.63畝<sup>(3)</sup>（95%）、田面を佃戸が保有しない小作関係23.6畝（5%）と、一田両主・田面田底慣行は、この地においてまさにドミナントな土地所有制度であった。田面権と田底権の所有者が一致する水田は良田（リヤンディ）、田底権と田面権の所有者が異なる水田（つまり、地主－佃戸関係がある水田）は租田

(ツーディ) と呼ばれるが、この地において圧倒的に租田がその耕作地を占めていたことがわかる。

一田両主・田面田底慣行は、普通小作のような土地の貸借関係ではなく、二つの独立した経営体の関係性と考えた方がよい。もちろん地主と佃戸の間には租の授受関係が取り結ばれているが、二つの所有権がひとつの物にかかっているような（一物二権的）状態と考えられる。地主は、収租というかたちの用益の権限を保持し、地所（田底）の処分は可能であるが、収租（租の受け渡し）さえ順調であるならば、佃戸の行為に関わらないという状態にあった。つまり、地主は、収租というかたちの用益の権限を保持し、その処分は可能であったのに対し、佃戸は、耕作というかたちの用益の権限を保持し、その処分も地主から独立的に可能となっていたのである。

この一田両主・田面田底慣行は、水田を財産として運用・取引する場合の流動性をより高める効果があった。それは、佃戸の生産活動を（ある程度）阻害することなく継続させる一方で、土地資源のもつ価値を、単なる生産手段としての使用価値から止揚する制度であったととらえることができる。そして、土地資源のもつ資源価値を分離することによって、土地の交換価値を増大させた。すなわち、市場における土地の流動性を高め、土地資源の担保価値を増大させたのである。このようなあり方は、市場経済にまさに適合した土地所有制度であるといえよう。

ここで注目しなければならないのは、単なる生産手段としての水田を運用・取引するのではなく、交換価値、担保価値をもった諸権利が、様々な方法で運用・取引（貸借、売買も含む）されている点である。土地に対する諸権利（耕作する権利、土地を処分する権利など）が分離されているため、それが頻繁に売買され権利者が頻繁に交替するという流動性を帶びても、農業生産自体にはあまり障害とならなかったのである。

通常、土地の所有者の権限が耕作権におよぶ場合、耕作者の権限は逆に弱まる。その場合、耕作者の決定権から農業の経営（作物選択など）まで土地所有者の力がおよび、土地所有者が頻繁に交替した場合、耕作者の農業経営は不安定になる。また、土地所有者の権限が農業経営におよぶ場合、土地をもつ耕作者は、その経営権を留保したいがために田面の所有に拘泥される。そうなると、当然、土地の商品としての流通は不活発になる。しかし、一田両主・田面田底慣行によって、地面自体の権利と耕作する権利を分離することによって、農業経営を保持したい耕作者は、地面の権利を手放すことができる。つまり、一田両主・田面田底慣行によって、生産財としてはひとつの価値の土地に、耕作権と収租権という二つの物権としての価値を見出したということである。それは、新しい商品の誕生である。地面の権利は収租する権利であり、租は田底権に投資した利子と言い換えてよく、地主にとっては農業経営への投資ではなく、金融商品への投資に近いものであったと考えられる。この慣行によって土地の流動性が高まったため、この地方では地主によって高度に土地が集積されたのである。田底権だけを有する地主は、そのほとんどが不在地主で、松江県城や鎮の中心部に居住していた。租による収益に依拠する専業的な地主の他にも、地方役人、教員、米行などが投資の有力な対象たる田底権を得て地主化していたという。

#### 4 土地の徹底的な交換可能性

先に、冠婚葬祭など日常の突発的な出費を余儀なくされる場合に、地力収奪的な綿花+アプラナ・ソラマメ栽培を行うことを述べた。これは、将来に期待される収益を先取りする臨時的な収益獲得法であるが、その収益は出費に直接当てられるのではなく、出費によって生じた負債を返済するのに充当されるのが普通であった。その必要経費を手に入れるためには、土地の諸権利を運用・取引することが最も簡単な方法であった。この松江地方では、その土地をめぐって多様な運用・取引システムが構築され、それが一田両主・田面田底慣行にみられる土地の流動性を生む所有制度をさらに強化していた。それは、以下述べるような抵押（ディーヤ）、典売（ディマ）、活契（ワッチ）、加找（ガッテー）、加絶（ガッジエ）、絶契（ジェッチ）、分種

田（ファンツォンディ）といった複雑な運用・取引方式である

### (1) 抵押（ディーヤ）

まず、最も単純な金銭の貸借は、抵押（ディーヤ）と呼ばれる方式で行われていた。これは、物権を抵当に金銭を借用するもので、現在、日本の社会で行われる金銭借用時の取引と類似する。抵押は、そのほとんどが2～3年という短期で、親類間で取り交わされることが多く、縁故を頼ったインフォーマルな貸借関係である場合が多い。

金銭借用をするのは、主に経済的に恵まれない家であり、当然、そういう家は保有しているとしても田面権であるため、抵当にはその田面権が充てられていたと考えられる。借用時に抵当とする権利の時価の約10パーセントほどを年利として借用し、期限に返却が不能な場合、その権利を売却して精算したというが、実際は、親類同士の貸借が多いため、期限の延長が多かったという。抵押の場合、金銭の借用期間の耕作権は、借り手がそのまま保有し耕作を継続していた。

### (2) 典売（ディマ）－活契（ワッヂ）と絶契（ジェッヂ）

松江では土地（田面、田底、あるいは両方）の権利を「売る」ことを、典売（ディマ）と称した。典売には、回贈（請け戻し）請求権のある取引の活契（ワッヂ）と、回贈請求権のない取引の絶契（ジェッヂ）の2種類があった。

回贈請求権のある取引の活契は、田面権や田底権など移譲される権利の時価の4～7割の金額で取引された。活契は「売る」といっても、回贈請求権が売り手に留保されているため、契約した年限の後に、売り手（入典者）に買い戻す意志がある場合、売却金額と同じ金額をもって買い戻すことができる。この年限は、3～5年と幅があり、契約時に決められた。契約された年限の間、買い手（承典者）は、その土地もって耕作したり、収租したりすることによって収益を上げることができた。

たとえば、佃戸が田面を活契した場合、年限中、耕作する権利は承典者がもち、それを行使することが保証される。そして、年限中の租を、入典者に代わって承典者が地主に支払う。さらに年限が来て、入典者が再びその田で耕作をしたければ「売った」金額で「買い」戻し、再び耕作を始めることができる。この年限は、租が収められる限り、こういう田面権の移動に、田底権を有する地主は、制限を加えることができなかった。

年限の耕作期間で承典者は、貸付金の利子を稼いでいるとも理解することができるが、人々に「貸借」ではなく「売買」と認識されていたところに、この活契の特徴がある。このような認識、および耕作権の移動という点において、活契は抵押と大きく異なっていた。

典売でも回贈請求権のない絶契は、より現代でいうところの売買に近い。諸権利を時価100パーセントで売却する形式である。良田の保有者が、田底権のみを絶契した場合、田面権は留保されるので買い手の佃戸として、その後、租を収めることとなる。田面の絶契の場合、その活契と同じく租の納付する義務は買い手に移行する。当然ながら、売り手は買い戻したくとも、それを請求する権利はない。

当時、耕作することが死活の最大問題である農民にとって、耕作権を完全に手放すことはできうる限り避けなければならないことであった。佃戸としての耕作権まで失うと、農村で生活する上では、その後は先に述べたような雇用労働の長期のもの（雇用者の隸属的な地位）に携わるほかなかったのである。したがって、土地をめぐる諸権利を典売する場合、最初から完全に権利を移譲する絶契がとられることは滅多になく、まずはほとんど活契がなされたのである。そして、それは入典者の経済状況に応じて、活契から絶契へと段階的に進行していったのである。

活契の場合、年限が来れば基本的には入典者が買い戻すかどうかが、承典者と話し合われた。しかし、その時点では入典者が「買い」戻しを希望せず（実際は、買い戻しきれない）、しかも、完全な「売却」（絶契）

を希望せず、さらに、承典者が承典した土地の耕作に魅力を感じその使用継続を希望するときには、承典者は、さらに金を追加し年限を延長することができた。これは加找（ガッテー）と呼ばれる取引形式で、追加される金額は当然、その権利の時価から活契したときの価格を差し引いた金額よりも小さくなる。入典者と承典者の間で、延長する期間に応じて加找の金額を勘案する。承典者に比して入典者に有利な加找がなされる背景には、土地の耕作権を希求する人々に比して供給される耕作地が少なかったという、当時の状況を推し量ることができよう。

しかし、加找し年限を延長した後に、次の年限が再び訪れた時点で、入典者にもう「買い」戻しの能力がない場合には、承典者は、権利の価格の残額を支払うことにより入典者の回贈請求権を買い取り、完全に自分のものとすることができます。つまり、この時点で、絶契と同じことになる。この最終的な売買は、加絶（ガッジエ）と呼ばれた。耕作権保持に執着するこの地の農民たちは、できる限りその権利を留保するために活契、加找、加絶という段階を踏んで、最終的な売却である絶契へと進んでいったのである。

### (3) 分種田（フォンツォンディ）

分種田（フォンツォンディ）は分益小作的であり、また請負耕作とも類似するため、土地の売買取引ではないが、一方、それは土地を運用して収益を上げるシステムとしても機能していた。

分種田は、田面権を有する自作農あるいは佃戸が、労働力が不足したとき、金銭的な負担を強いる雇用労働力を用いずに、他家の余剰な労働力を導入する方式であった。労働力不足は、主に働き手が県城などの村外に出て非農業に従事する場合に生じたという。田面権など耕作権をもつ所有者は、生産の代行を労働力に余裕のある家に頼むが、その際、所有者は、使用する水田（耕作権）と肥料と種糞を提供し、請け負った家は実際の耕作を担っていた。そして、収穫は田面権所有者と耕作請負者で分配される。その取り分の比率は、この地ではおよそ田面権所有者7に対し、耕作請負者3と田面権所有者に非常に有利になっていた。

分種田は、契約を毎年更新し、更新時にあたって田面権所有者は耕作を請け負うものを選択する権限をもつ。先に、田面権を所有する地主が、田面権を所有し耕作する佃戸を選択できることを述べたが、収穫の分配比率に加え、このような耕作者の選択権からも、田面権を所有する佃戸の権限が非常に大きかったことが理解できる。

田底権の多くが地主に集積された当時、佃戸が分種田とするのがほとんどであるが、僅かながら良田をもつ自作農が分種田とすることもあった。田底権と田面権を共にもつ自作農が分種田にした場合、一見、地主－佃戸関係に類似する。しかし、所有者は「地主」とは呼ばれないし、耕作請負者も「佃戸」とは称されてはいなかった。また、所有者の取り分も「租」とは表現されていなかったのである。つまり、分種田は、土地の貸借関係ではなく、田面権所有者と耕作請負者が共に農業を経営し、出資の分量に応じてそれぞれが配当を受けるというイメージでとらえることができる。

その点において、良田を保有する自作農にとっては、分種田とすることは存外有利な土地の運用となっていた。自作農が分種田にした場合、収益は収穫の70パーセントを得ることができる。田底権を所有する地主が佃戸から徴収する租が、高くとも60パーセント（このような高率は稀だったといわれる）、通常、40～50パーセントとされていたことと比べても、良田の分種田の有利さは顕著である。

また、佃戸が租田を分種田とした場合も、地主に払う租率が40パーセントであった場合、佃戸の取り分は30パーセント、耕作請負者の取り分も30パーセントとなる。教師や下級役人、あるいは小商人として村外に出て働く才覚のあるものにとって、労働力を投入しないですむ分種田は、それなりに魅力をもっていた。なによりも、このシステムによって典賣や、あるいは佃戸化のように土地に関する諸権利を失わずに農業経営を維持することができたことは、耕作権が重視されていた社会において大きなインセンティブになったであろう。いつでも耕作権を回収できる仕組みは、農村から完全に離脱しないで生活圏を都市に求めた人々に

とっては、とても有利であったのである。

## まとめ

以上、松江東部地方では、市場経済に対応して土地資源の徹底した使用可能性の追求と、さらなる徹底した交換可能性の追求がなされていた。そこでは、必要最低限というミニマムな思考を旨とする生業経済にみられるような安定性、持続性よりも、高度な収益性にこそ大きな価値を見出している。

資源の存在形態を連続したダイナミックな運動態としてとらえるならば、この地の土地資源の価値は永久に不变なもの、あるいは固定的なものではなく、人々の認識や技術によっていかようにも変えられてきたことが理解される。

生産の基盤として土地が有用性を人々によって認識され、利用されることにより土地は資源として位置づけられる。そして、様々な利用形態を人々は編み出すことにより、その資源価値を高めてきた。さらに、交換可能性を高めることによって、その本源的な生産に依拠することなく収益を上げる仕組みを編み出し、土地資源のよりいっそうの資源価値を上昇させたのである。

伝統社会では、理念的な生業経済が往々にして想起され、その経済における土地の資源価値は、土地そのものの使用価値が重視されてきた。それは、「自然界にあるがままに存在する物理的、物質的、可視的なもの」という点で、「自然（天然）資源」というシンプルな表現が可能である。しかし、ここ中国江南地域の伝統社会のように、技術のイノベーションによって本来備わっていなかったような使用価値が付与され、さらに、制度のイノベーションによって使用価値とは異なった新たな価値が付与され続ける例もみられ、使用価値のみではその資源価値を計れない社会も存在する。それは、「不断の資源化」といってもよく、そこにあらわれる資源価値は、「人工的に生み出された非物理的、非物質的、不可視的なこと」であり「文化資源」と表現した方がより、相応しいのであろう。

### 注

- (1) 本稿では、現地聞き取り調査のデータとともに、1940年に同じく松江東部を南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室が調査した『江蘇省松江縣農村實態調査報告書』(南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編 1941) のデータを併用する。
- (2) 南満州鉄道上海事務所調査室の調査によると、綿花が栽培されるに至った主な理由として以下のように記している。  
 「1、十カ年近く水稻を連作して、地方が十分恢復した頃採用されるのは正規の輪作型。  
 2、自然或は人為的災害を蒙つて、肥料購入の余裕なきか、或は現銀支出を極度に引緊めねばならぬ場合、無肥料にてしかも水稻の如く日雇労働を要せず、水稻と略相等しい現銀収入を挙げ得るところの綿花が採用される。水稻の畝当たり所要労力は、前記の如く約17工を必要とするが、綿花はその二分の一余を必要とするのみである。  
 3、本年の如く播種期に水不足を来たしたる場合、農民は最も旱魃の被害を受け易い灌溉に不便な水田（高位にあって平年の場合でも灌水し難い水田）を、綿田に変更する事は屢々実施されてゐる。  
 4、自家の衣服・靴等を新調するため、織布用の綿花を必要とする場合。」(南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編 1941: 99)  
 (3) 『江蘇省松江縣農村實態調査報告書』(南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編 1941: 凡例) によると、当時の当地において独自の旧制の度量衡を用いていたという。面積の単位、旧制の「畝」は、1.0273畝が日本制6.541畝に相当していた。したがって、当地の旧制1畝は約631平方メートルに換算できる。

### 引用・参考文献

- 馬孝敏 1989 「中国古代の農牧結合のすぐれた伝統」『中国農業の伝統と現代』(郭文韜・曹隆恭・宋湛慶・馬孝敏著、渡部武訳、農山漁村文化協会) 1989
- 南満洲鉄道株式会社上海事務所調査室編 1941 『江蘇省松江縣農村實態調査報告書』(満鉄調査研究資料48、南満洲鉄道株式会社)
- ボスタン, M. マイケル 1983 『中世の経済と社会』(保坂栄一・佐藤伊久男訳、未来社)
- 桜井由躬雄、渡部忠世編 1984 『中国江南の稻作文化』(日本放送出版協会)
- 寺田浩明 1985 『崇明県志』に見える「承領」「過投」「頂首」－田面田底慣行形成過程の一研究』『東洋文化研究所紀要』98 (東京大学東洋文化研究所)

# 研究彙報

第六号

2004年7月20日 発行

特定領域研究「資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築——象徴系と生態系の連関をとおして——」  
計画研究「自然資源の認知と加工」(課題番号14083202 代表・松井 健・東京大学東洋文化研究所・教授)

## 連絡先

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1  
東京大学東洋文化研究所 松井研究室  
電話 03-5841-5872 FAX 03-5841-5897  
E-mail hugeo@ioc.u-tokyo.ac.jp